

資金移動業者のリスク管理態勢の高度化支援

資金移動業者を取り巻く環境は市場の発展とともに大きく変化しています。

2020年6月に公布された改正資金決済法に基づいて、資金移動業者としての登録に加え、一定の要件を満たして認可を受けた資金移動業者は、送金額の上限なく為替取引を提供することが可能になります。

不正送金事案を受けてリスク管理態勢の強化を求める事務ガイドラインの改正や自主規制団体のガイドラインが公表されたほか、金融機関に対しても資金移動業者に対するモニタリング強化を求める監督指針や業界団体のガイドラインが公表されました。

あずさ監査法人では、当局方針や関連するフレームワーク、業界におけるベストプラクティス等に関する豊富な知見を背景に、資金移動業者のリスク管理態勢の高度化を支援するアドバイザーサービスを提供します。

資金決済に関する法律の改正と高額送金可能な資金移動業の創設

2020年6月に公布された改正資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という）では、現行の資金移動業者は3つの類型に区分され、資金移動業者としての登録に加えて認可を取得する第一種資金移動業者については、送金上限（従前100万円／回）の制限がなくなります。

*第三種資金移動業の創設について

2020年6月に公布された改正資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という）では、現行の資金移動業者は3つの類型に区分され、資金移動業者としての登録に加えて認可を取得する第一種資金移動業者については、送金上限（従前100万円／回）の制限がなくなります。

種別	第一種資金移動業	第二種資金移動業	第三種資金移動業
送金上限額	上限額の制限なし	上限100万円／回	上限5万円／回
業規制	資金移動業としての登録+認可	資金移動業者としての登録	資金移動業者としての登録
資金滞留	<ul style="list-style-type: none"> 送金指図のない資金の受入れ不可 実務上の許容範囲を越える資金滞留不可 	送金上限額を超える資金滞留への対応	上限を超える資金の受入れ禁止
利用者資金の保全方法	利用者資金の保全方法の柔軟化	利用者資金の保全方法の柔軟化	<ul style="list-style-type: none"> 利用者資金の保全方法の柔軟化 預金等による分別管理可

第一種資金移動業の認可申請に提出する業務実施計画の主な記載事項

- 為替取引により移動させる資金の額の上限額および為替取引による資金の移動が生じる国および地域
- システム管理の方法（システムの概要、設置場所およびデータの保管場所等）
- 業務内容：為替取引の種類、為替取引に係る指図の受付方法、資金の受入方法および払出し方法、業務委託等への送金情報の伝達方法、並びに資金移動の概要図等
- AML/CFT等を確保するために必要な体制に関する事項：経営管理（管理体制）、取引確認の措置等
- 資金滞留に係る規定を遵守するために必要な体制に関する事項：(1) 利用者資金の滞留の禁止に関する履行方法、(2) 利用者資金の滞留の禁止に関する履行に関し、適正かつ確実に実施するための体制、(3) 利用者資金の滞留の禁止に関する監視方法、(4) 利用者資金の滞留の禁止に関する監視に関し、適正かつ確実に実施するための体制、(5) 資金の移動に関する事務を処理するために必要な時間
- 事故その他の資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す事態が発生した場合等の対応に関する方針：① 為替取引に関する事故が発生した場合、② 利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われた場合、③ 送金資金に不足が生じた場合

不正送金事案を受けたガイドライン改訂と金融機関のモニタリング強化

2020年に相次いだ不正送金事案の発生を受けて、資金移動業者の内部管理態勢の強化を図る事務ガイドラインの改正および自主規制団体のガイドラインの公表が行われました。

また、決済サービスの連携先である金融機関に対しても、資金移動業者に対するモニタリングの強化を求める監督指針の改正および業界団体のガイドラインの公表が行われました。

資金移動業者は、従来重点が置かれていたシステムリスク管理態勢やAML/CFT態勢の構築に加えて、こうした内部管理態勢についても整備していく必要があります。

全銀ネットへの直接参加

一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク（全銀ネット）は、資金移動業者の全銀システムへの参加および多頻度小口決済サービス等について検討するタスクフォースを立上げ、2020年12月に報告書を公表した。報告書では、事業者要件（法的資格）、セキュリティ水準、財務基盤等の条件をクリアした資金移動業者に対して2022年度より参加可能とする方向で検討が進められることとなった。

ペイロールカード制度の導入

現行法令上、資金移動業者が発行するペイロールカード（給与支払いのためのプリペイドカード）への給与等の振込は原則認められていませんが、上記不正送金事案の発生を受けて実施されたガイドライン等の改正や公表を踏まえて、リスク管理態勢の整備等一定の要件を満たすことを前提に同振込を可能にする方向で検討が進められています。

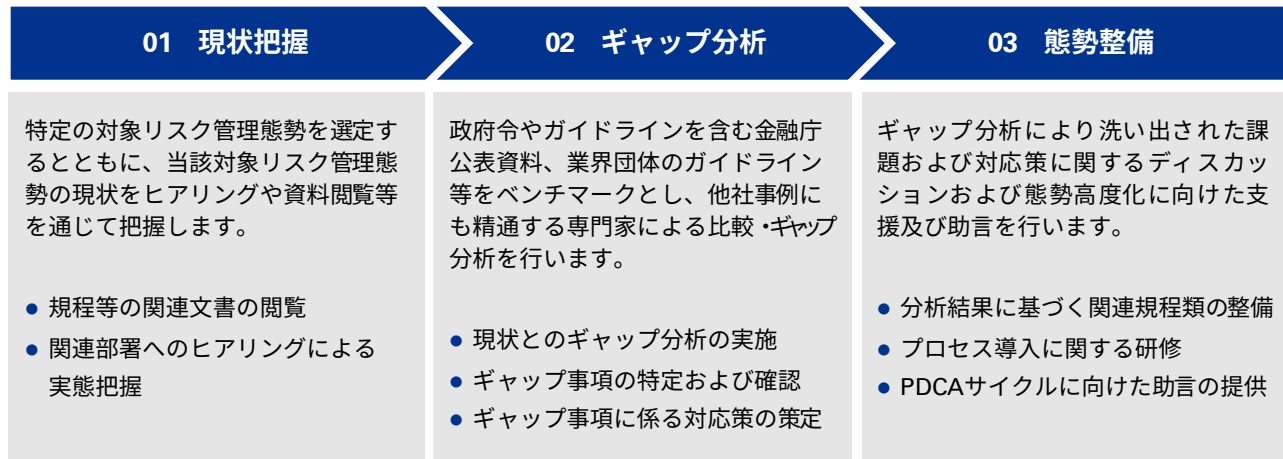
*管理態勢整備が求められる主な事項

- ・ セキュリティの確保
- ・ 顧客管理態勢
- ・ 不正取引の検知
- ・ 利用者等からの相談対応
- ・ 不正取引に対する補償
- ・ 利用者等への通知

*ペイロールを取り扱う要件について

資金移動業者が破たんした場合、債権者に資金が速やかに返済されるようなスキームとして、現時点で、保証会社と保険会社を組み合わせることが検討されています。

資金移動業者のリスク管理態勢構築支援サービスのご提供例（2ヵ月～4ヵ月）



有限責任 あずさ監査法人

金融統轄事業部 金融アドバイザー事業部

保木 健次

Kenji.Hoki@jp.kpmg.com

〒100-8172

東京都千代田区大手町1丁目9番7号

大手町フィナンシャルシティ サウスタワー

home.kpmg/jp/fintech

本リーフレットで紹介するサービスは、公認会計士法、独立性規則及び利益相反等の観点から、提供できる企業や提供できる業務の範囲等に一定の制限がかかる場合があります。詳しくは有限責任 あずさ監査法人までお問い合わせください。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2022 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. 22-5092

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.